



平成20年4月から

75歳以上の方

後期高齢者医療制度が始まります

後期高齢者医療制度は国が全国一律に定めた制度です

平成19年11月27日(火)開催の愛媛県後期高齢者医療広域連合議会において決定した後期高齢者医療制度に関する主なポイントについてお知らせします。

被保険者は……

愛媛県内に住む75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害がある方のすべてが、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

保険料は……

保険料は、定額部分である均等割額(41,659円/年)と所得に応じて計算される所得割額(所得率7.85%)の合計額となり、所得の低い方には、

均等割額が軽減(7割・5割・2割)されます。

また、国民健康保険では世帯単位で保険料が賦課されていましたが、後期高齢者医療では個人単位で保険料が賦課されます。

保険証は……

受診の際、今までは老人医療受給者証と保険証が必要でしたが、後期高齢者医療制度では原則保険証1枚で受診できます。老人医療制度で交付されていた医療受給者証は廃止されます。医療機関などで受診するときには、**保険証を必ず提示してください。**
なお、後期高齢者医療の保険証は、3月中に配達記録で郵送される予定です。

医療機関で診療を受けたときは……

病気やけがにより保険医療機関などで受診するときは、保険証を提示し、自己負担額を医療機関窓口で支払うことで、自己負担額を除いた医療費(7割又は9割)を後期高齢者医療が負担します。

※ 自己負担額…一般の方

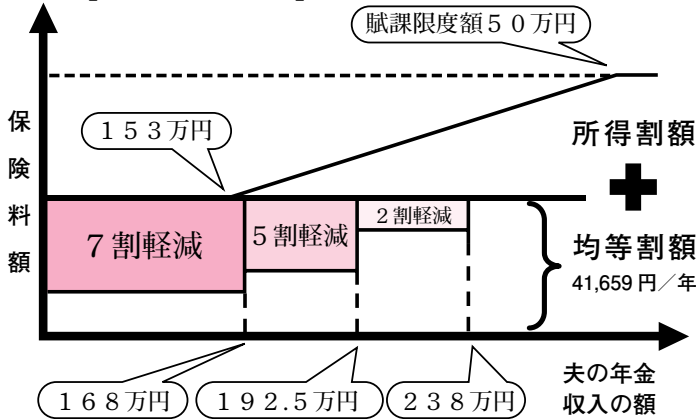
現役並みの所得がある方 3割

1割

- 1人当たり保険料額＝
均等割額(41,659円/年)＋
1人当たり所得割額(被保険者の所得に応じて計算)

↓
被保険者本人の基礎控除後の総所得金額等×
所得割率(7.85%)

【夫婦世帯の例】



※ 保険料は原則として年金(年額18万円以上の方)から天引きされます。年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える場合は、納付書などによりお近くの金融機関などで個別に納めます。

後期高齢者医療制度加入前に健康保険などの被扶養者だった方の保険料の特例措置

- 加入から2年間は均等割が半額に軽減され、所得割が賦課されません。
- 平成20年4月から9月までは、保険料負担を凍結し、10月から平成21年3月までは保険料を9割軽減します。